

【手数料の返戻金制度について】

当社の紹介により、スタッフが入社後、本人の責に起因する事由により退職したときは、民法第 420 条（賠償額の予定、違約金）に準拠し、また採用決定後の勤務成績又は作業能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき、乙は入社後の経過期間に応じ、以下の割合で支払われた手数料を返戻するものとする。

◆入社後、1 ヶ月以内に退職した場合 返戻額＝紹介手数料の 100%

◆入社後、2 ヶ月以内に退職した場合 返戻額＝紹介手数料の 50%

◆入社後、3 ヶ月以内に退職した場合 返戻額＝紹介手数料の 30%

入職先の理由に起因する退職、入職先の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合は、紹介手数料の返戻は適用されない。

許可番号 08-ユ・300259

株式会社ケイジョブ

事業所の名所及び所在地

茨城県古河市旭町 2 丁目 23-17 グランパレス C